愛川町教育委員会

平成 2 6 年 6 月 2 3 日

愛川町教育委員会6月定例会会議録

1 会議日程 平成26年6月23日(月)午後2時00分から午後3時00分

2 会議場所 愛川町役場 2 階 2 0 1 会議室

3 議事日程 日程第1 会期の決定について

日程第2 前回会議録の承認について

日程第3 教育長報告事項について

(1) 教育長報告事項

(2) 平成26年第2回愛川町議会定例会について

(3)子ども・子育て新制度に係る関係条例のパブリック・コメント手 続きについて

日程第4 その他

(1) 平成27年成人式について

4 出席委員 委員長職務代理者 井 上 正 博

教育委員 平田明美

教育委員 榮利隆一

教育長 熊 坂 直 美

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長 佐藤隆男

参事兼教育総務課長 沼田孝作

生涯学習課長 山田正文

スポーツ・文化振興課長 小島義正

教育開発センター指導主事 井上真彰

教育総務課副主幹 馬場貴宏

◎開会

○ (井上委員長職務代理者) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は4人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会 6月定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。 これより日程に入ります。

◎日程第1

○(井上委員長職務代理者) 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。本定例会の会期でありますが、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。 よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

○ (井上委員長職務代理者) 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

前回、5月定例会分でございまして、会議録につきましては既に配付のとおりであります。 これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。 これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願い いたします。

◎日程第3

- (井上委員長職務代理者) 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。
 - (1) 教育長報告事項の説明をお願いします。
 - ――教育長より詳細について説明――
- (井上委員長職務代理者) これより質疑に入ります。
 - (1) 教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたらお願いします。 特によろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。
 - よって、(1) 教育長報告事項については、教育長報告のとおりご承認をお願いいたします。
 - 次に、(2) 平成26年第2回愛川町議会定例会についての説明をお願いいたします。
- (熊坂教育長) 定例会でございますが、6月2日に開会をいたしまして、4日に一般質問、 そして常任委員会については、今回はございませんでしたので、その後の13日が最終日で ございました。
 - 一般質問も、いつもよりも質問者が少なく、全部で7人ございました。その内容について若干ご説明をいたしたいと思いますが、教育委員会関係は、お手元にございますように、5人の議員さんからご質問がありました。

渡辺議員からは、いじめ防止基本方針の関係。それから教育委員会制度の改革について。 それから学力テストの公表についてということでございました。

答弁といたしましては、その次のページから資料がございますが、まずは、いじめ防止方針の推進の関係でございますが、5ページの真ん中よりちょっと上側が骨子になるかと思いますが、今年度予算でソーシャルワーカー等を学校へ派遣する予算がつきましたので、校内のいじめ防止の対策組織へ参加していただいて、いじめ防止を推進していきたいということでございます。

それから、教育委員会制度については、前にもいろいろお話ししてございますが、今回の 制度改革で気になるのが、やはり新しい制度のもとでの政治的中立性等が保てるかどうか心 配はございますが、とにかく、しっかり我々も研修しながら対処をしていかなければいけないだろうということでお話をしてございます。

それから公表につきましては、3月の時点でお話をいたしましたとおり、町全体のまとめの結果は公表していくわけですが、学校ごとの中身の公表ということはしていかないということで、現時点では考えてございます。各学校でそれなりに保護者へ実情を説明していただくのは今までどおり行っていただき、それから改善点等でございますが、今日の学校訪問で半原小でも家庭学習の手引きが出てきました。ああいうような取り組みを、ぜひ進めてもらいたいということを思ってございます。

続きまして、玉利議員は、町の図書館のほうでございますが、構想のほうを今年度まとめていきたいということで、その中ではいろんなスペースが求められているということをお話しいたしました。閲覧スペースが狭いことや蔵書数がはやり少ないこと、学習スペースが少ないようなこと、こういうようなことを考え、次の段階へ進めていきたいというようなことでお話をしてございます。

続きまして、小林議員でございますが、渡辺議員と同様、教育委員会制度についてございました。答弁はほとんど同じような内容を答えてございます。

それから、井上議員でございますが、ICTの活用ということでご質問がありまして、今年度、夏休み中に小学校のパソコンの更新をしていくということ、その中でタブレット型のパソコンも6台入れていくというようなお話をいたしました。

それから2点目の、ネット・ゲームの依存の度合いということですが、これも以前からお話ししていますように、かなり全国的から見れば依存が強い傾向がありますので、家庭への啓発活動をしながら、少しでもほかのほうへ力が注げるようにしていきたいというお話をしてございます。

少人数学級の関係でございますが、これは国へもやはり要望をしていこうということでお話をしてございます。文科省のほうも今までのような加配の枠で採るんではなくて、標準法を変えていかないと、どうにもならないんじゃないかというので、そういうような方向でこれから取り組みをするというようなことをお聞きをしておりますので、そのようなことで今後も進めていきたいと思っております。

最後に、佐藤議員でございますが、2点ございまして、土曜日の教育活動の推進について。 このことは、法律が若干変わりましたので、後ほど、資料を用意いたしましたので、その他 のところで少し丁寧にお話をさせていただきたいと思います。全国的にも関心が高まってい る内容だということは事実でございますので、町でも今後、研究はしていかなければいけないだろうなということを思っています。

それから2点目は、食物アレルギーへの対策ということでご質問がございました。本町では昨年9月に食物アレルギー対応のマニュアルを作成しておりますので、そのことをご説明すると同時に、きょう半原小でもお話がありましたが、実際に食物アレルギーでエピペンを所有している、保持しているというか、常時持ってきている子どもが3人、愛川町で、小学校で確認をされております。半原小がたしか1名、中津小が2名でしたか、そんなことがございますので、今年度さらに研修をして、対応していきますというようなことでお話をさせていただきました。

以上、雑駁でございますが、一般質問のほうのご説明を終わりにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ (井上委員長職務代理者) 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。

(2) 平成26年第2回愛川町議会定例会について、何かお聞きしたいところなどありましたらお願いします。

私のほうからよろしいでしょうか。

議員が質問する場合に、いろいろなスタイルの方がいらっしゃいますけれども、私見を述べられて質問をされる方も中にはいらっしゃると思うんですね。ここで、ちょっと項目はいっぱいありますけれども、特に教育委員会制度改革についてとか、学力テストの公表の仕方についてとか、土曜日授業についてとかという、こういう部分のご質問をされた議員が、私見を述べられた方というのはいらっしゃいますか。「私はこう思うんだけれども」ということで質問をされる、どのスタンスで質問をされるかということなんですけれども、いらっしゃるかどうか。

○ (熊坂教育長) 特に私見を述べてという形は余りないですね。ただ土曜授業などは、よその事例のお話をされたということはあります。大分県の豊後高田市だったでしょうか、大分県の例を挙げての話がありました。

それから、若干懸念を示されたのは、小林議員の教育委員会制度。改悪ではないかという ことをちょっと言われました。

○(井上委員長職務代理者) ありがとうございました。委員のほうから、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) では、特に質疑がほかにありませんので、質疑を終結いたした いと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、(2) 平成26年第2回愛川町議会定例会については、教育長報告のとおり、ご承認をお願いいたします。

次に、(3)子ども・子育て新制度に係る関係条例のパブリック・コメント手続きについての説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○(山田生涯学習課長) それでは、子ども・子育て新制度に係る関係条例のパブリック・コメント手続きについて、ご説明をさせていただきます。

資料3になります。こちらがパブリック・コメント実施の概要ということでございまして、今回、子ども・子育ての新制度の施行に伴います関連条例の整備についてということでございます。今、国のほうで進めております子ども・子育ての新制度、この中で子ども・子育て支援給付と、地域での支援事業13項目がございます。この中に、現在生涯学習課で所管をして実施をしております放課後児童クラブに関するものがございます。この放課後児童クラブに関する部分が、今回のこの子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関連条例に含まれておりますので、本日報告をさせていただくものでございます。

資料3の一番上のところでは、意見の募集期間ということで、7月1日の広報等でお知らせを行いまして、7月7日から7月31日までを意見の募集期間としております。

内容につきましては、1枚おめくりいただきまして、1ページと振ってあるものですが、 「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関連条例の整備について」をごらんいただきたい と思います。

まず、1の条例設定の背景でございます。こちらにつきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法というものが成立いたしました。これに基づきまして実施されます子ども・子育て支援制度ですけれども、平成27年、来年の4月から本格的にスタートするという予定がされております。この新しい制度の新設に伴いまして、市町村では、保育園等を利用する際に必要となる保育の必要性の認定や、保育施設等が給付対象施設として基準を満たしているかなどの確認、こういった新たな事務を行うこととなります。そういった事務を処理

するために、国が定めます政省令を参考に、市町村が地域の実情に応じて基準を定めるということになっております。こうしたこと受けまして、各市町村、本町の場合もですが、4つの条例を定めるということになりまして、条例制定に向けた町の考え方について、皆さんからパブリック・コメントにより意見募集を行うものでございます。

これまでパブリック・コメントにつきましては、条例案そのものをお示ししまして、意見を伺っておりましたけれども、今回の、この子ども・子育て支援制度につきましては、平成27年4月からのスタート予定がされておりますけれども、いまだに国のほうから、基準のうち一部がまだ示されていないところがございます。したがいまして、現在、条例の形をつくってお示しする段階にまだなっていないところがございますので、条例制定に向けた町の考え方という形でパブリック・コメントを行うものでございます。

こちらの、3のご意見を募集する案件というところがございます。 (1) から (4) まで ございまして、これが条例案の概要ということになります。 (1) から (3) までが、子育 て支援課が所管するもので、 (4) の (仮称) 愛川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要、こちらが生涯学習課の所管します放課後児童クラブ に関するものでございます。

ここで訂正をさせていただきたいんですが、まことに申しわけございません。括弧書きで20ページから24ページとなっておりますが、22ページから26ページの誤りでございます。大変申しわけございません。訂正のほう、お願いしたいと思います。

4の条例案の概要等でございますけれども、条例案を策定するに当たりましては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」、これをもとに地域の実情に応じて定めるということにされております。

2ページの上のところになりますけれども、従うべき基準としましては、必ず適合しなければならない基準。また、参酌すべき基準ということのほうには、市町村が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準というふうになっております。これに基づいて条例を定めるということになります。

それ以降が4つの条例案の概要となります。ですので、22ページをごらんいただきたいと存じます。22ページ(4)(仮称)愛川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要でございます。

この概要でございますけれども、放課後児童クラブの具体的な運営そのものを条例に定めるということではなくて、児童福祉法の改正を受けまして、放課後児童健全育成事業の設備

及び運営の基準を定めるというものでございます。愛川町では、町の直営で児童クラブを開設しておりますけれども、他の市町村では、民間事業者ですとかNPO法人がこういったものを開設していたり、あるいは民間事業者に運営を委託しているといったところもございます。そういったことも含めまして、それぞれの児童クラブ、施設の設備ですとか運営基準を市町村ごとに条例で定めるということとなったものでございます。

①条例制定に向けた町の考え方でございます。真ん中あたりに太字でアンダーラインが引いてございますけれども、「町では、条例制定に当たり、国が定めた基準については、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、原則として国の基準を町の基準として規定します」としております。基本的には国の基準どおりでやっていきたいと考えております。

それから、②町独自の基準項目についてでございます。こちらにつきましては、放課後児 童健全育成事業者の要件に、暴力団排除に関する規定を追加する考えでございます。町では 暴力団排除条例を制定しておりますことから、今回策定をいたします条例にも暴力団排除の 規定を設けまして、利用者が安心してできる環境を整備していきたいというふうに考えてい るところでございます。

それから、23ページ以降が、国の基準と町の基準(案)を示したものでございます。見方といたしましては、左側から、国の基準で、項目と概要。それから区分。そして一番右側の町の基準(案)ということで載せております。

国で、厚生労働省の省令として示した基準につきましては、ここに項目として載せてございますが、全部で20項目ございます。町の基準案といたしましては、基本的にはここに書いてありますように、この各項目とも国の基準のとおりというふうにしておりますけれども、23ページの下から2つ目、先ほど申し上げた暴力団等の排除といった項目を載せさせていただいております。

そのほかは、全て国の基準のとおり、町の基準としているところでございます。

なお、24ページの上から4つ目、職員というところでございますけれども、ここが、区分のところに「従う」と書いてございます。ここだけが、従うべき基準ということであります。 内容といたしましては、放課後児童健全育成事業者は、資格要件を有する放課後児童支援員を置かなければならない。そして、放課後児童支援員は支援の単位ごとに2人以上。ただし 1人を除き補助員の配置にかえることができるということが、もう国のほうで、これは従うべき基準ですよと示されているものでございます。 今後ですけれども、これをもとに町の条例案という形でとりまとめを行いまして、町議会の9月定例会には条例案という形で提案をしてまいりたいというふうに考えております。

その後についております、資料①と書いてあるものは、子育て支援課の分野も含めた、全体の子ども・子育て支援新制度の概要について記載したもので、参考につけさせていただいております。

説明については以上でございます。

○ (井上委員長職務代理者) 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。(3)子ども・子育て新制度に係る関係条例のパブリック・コメント手続きについて、何かお聞きしたいところなどありましたらお願いします。

いかがですか、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) 特に質疑がありませんので、質疑を終結したいと思いますが、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、(3)子ども・子育て新制度に係る関係条例のパブリック・コメント手続きについては、教育長報告のとおり、ご承認をお願いいたします。

それでは、日程第3、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第4

- (井上委員長職務代理者) 次に、日程第4、その他を議題といたします。
 - (1) 平成27年成人式についての説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○ (山田生涯学習課長) それでは、平成27年の愛川町成人式についてでございます。

成人式につきましては、先月の定例教育委員会で少しお話をさせていただいたところでご ざいます。その後の報告という形で、本日またご報告をさせていただきます。

先月の会議の際に、生涯学習課としての時間短縮(案)を示すというようなお話をさせていただいたところでございます。今現在の、私どものほうで考えている案でございます。そして、今後でございますけれども、成人式実行委員を募集しているというお話を以前させていただきましたが、現時点で7名の方がこちらのほうに参加を表明していただいております。

内訳といたしましては、愛川東中学校3名、中原中学校3名、愛川中学校1名でございまして、今、愛川中学校に関しましては1名の方なんですが、声かけを実際していただいておりまして、できれば同じくらいの人数、3名ずつぐらいになればいいなというところでございます。7月に入りましたら実行委員会のほうも開かせていただいて、そこの会議の中で、生涯学習課としてこのような考えでいるよというところをお示ししたいと思っております。

きょうお配りしました資料で申し上げますと、タイムスケジュールということで、1時半から受け付けを開始しまして、2時から第一部の式典を始めます。そして2時20分ぐらいで式典のほうは終了。それから、そこで式典を終わった後に、第二部のアトラクションが始まるまでの間、緞帳をおろしまして舞台の模様がえをしている間に、ここでは実行委員長挨拶となっておりますが、1つの案としましては、こういったところで休憩時間をとるのではなくて、幕はおろしますが、そこで何か、実行委員長の挨拶なり何なりをしてまいりたいというふうに考えております。

5分ぐらいで舞台の模様がえを行いまして、挨拶も終わらせていただいて、2時25分から 第二部のアトラクション開始、この案では短い20分という時間になっておりますけれども、 これは前回までのビデオメッセージなどの時間を考えたところ、この15分から20分というと ころがございます。実際には、あと実行委員の話も聞きながら、何かもしやりたいものがあ れば加えてやっていただいて、遅くとも3時ぐらいまでには二部の式典までも終わりにした いなと考えております。

その後、集合写真です、各学校、3つの中学校単位で写真撮影を行いまして、3時30分に は全体を終了したいという考えでございます。

それから後、2の全体、3の主管課対応編と書いてございますが、前回もお話しさせていただきましたように、受け付けの方法ですとか、会場内での警備といいますか、案内とか、こういったところはことしの反省を踏まえて実施していきたいというふうに考えております。こちらの資料4につきましては、先ほど申しましたように、来月の成人式実行委員会で示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○(井上委員長職務代理者) 説明は以上であります。これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。
- (榮利委員) 全体の人員は何人でしたっけ、成人式の。愛川町で、対象人員って。四百何人ですよね。参加率がいつも7割程度ですかね。

- (山田生涯学習課長) 今年の人数はまだ把握してないのですが、昨年度で447人が一応対象となっております。
- (祭利委員) 7割としたときに、この入場券方式にしたときに、30分で間に合うかなというのが1つ。それが一番いいと思うんですけれども。そこのところと、要するにこれは途中の間があかないで、実行委員長が挨拶したら、すぐ緞帳が上がって第二部が始まるということでいいんですよね。
- (山田生涯学習課長) はい。
- ○(事務局) そういう形です。
- (榮利委員) 間があかないということでいいんですよね。
- (山田生涯学習課長) 間はあかずに続けて流れていくという形で考えています。
- (榮利委員) あと、舞台に上がらないようにする策が幾つか書いてあるんですけれども、 アトラクションをやるときに、舞台に上がらなきゃいけないという取り組みはやめるという ことですか。それは前提条件ですか。これから実行委員と話すと思うんですけれども。
- (山田生涯学習課長) 前提条件といいますか、上がらないやり方にしたいと考えております。ただ、どうしてもというところがあったりした場合も、前回のような形ではなくて、例えば人を1人、2人とか、限られた人数で、どういった方法になるかわかりませんが、少なくとも次々に上げているような形はとらず、ですから階段も設けないで、もし上げるような場合になっても、脇から1人ずつ確実に上げていくというような考えでおります。
- (榮利委員) そこは、ちょっとよく相談して決められたほうがいいと思うんですけれども。 アトラクションが、実行委員の意見が何か抑えられちゃうと困ると思うので、成人なんで、 その辺も考えて検討してくださいという言い方をして、できればこういうやり方があるよと いう説明はいいですけれども、全く頭からだめだといっても、ちょっとあれなので、時間も 短くなっているし、内容的にもコンパクトにぴしっと終わるかと思うので、そういうところ を、実行委員の方とよく相談していただきたいなというのが私の意見です。
- (山田生涯学習課長) ありがとうございます。やはり、せっかく実行委員になっていただきますので、その辺、よく話し合いをさせていただきたいと思います。例えば、私どものほうも基本的なところは言わせていただいて、なるべく実行委員の意見も生かせるような形にしていきたいと思います。

それともう1点ですが、受け付けの入場券方式なんですが、今まで名簿方式で、持ってこられたもので名簿を開いてチェックしておりましたけれども、入場券のほうに、できる限り

の情報はうちのほうで記入、書き入れをしておきまして、例えば、受け渡して、その場はも らっておけば、後から写真も、どこの学校に入っているからどの写真をお送りするとか、な るべくそこで時間をとらないように進めば30分で大丈夫であろうという見通しでございます。

○ (榮利委員) そういう工夫をするというのは非常に大事なことで、例えば、会場に階段があって、座る席がある場合とか、ワンフロアの場合とか、人を一遍に多く入れるには入り口を幾つつくって一遍に入れちゃうとか、そういういろんなやり方があるので、そういうところを少し論議して、これからどうしていくかというのも含めてやったほうがいいんじゃないですかね。

入り口はあっちこっちにあるわけだから、何も一カ所で何百人もやる必要はないわけだからね。そこでチェックがきちっとできれば、あとは中を自由にして出さない。座る席もきちっと決める。そんな方法がいいかなと思うんですけれども。よく検討していただいて。

- (山田生涯学習課長) ありがとうございます。
- (熊坂教育長) やっぱり自由になってしまうと、ちょっとその辺が。
- (井上委員長職務代理者) ほかにありませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) では、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと 思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって(1) 平成27年成人式については、ご承認をお願いいたします。

本日の案件につきましては、全て終了いたしましたが。

- (熊坂教育長) すみません、追加で。
- (井上委員長職務代理者) はい、よろしくお願いします。
- (熊坂教育長) 先ほどお話ししました土曜授業の関係の資料を見ていただいて、若干ご説明をいたしたいというふうに思います。

土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正が昨年行われまして、中身は何かというと、今でも土曜日に授業をやることはあるわけですが、今度の法律で言いますと、土曜日に学校で授業をやった場合に、あえて休みを振りかえでとらなくていいという、そういう形に変わるということでございます。土曜日の授業というのは、いろいろトライがあるんですが、真ん中より下側を見ていただきたいと思いますが、今回それに該当します内容は①で

す、「土曜授業」と書いてあるところです。児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校の教育活動を行うことを「土曜授業」と、こういうふうに規定をして、 これが可能になるということでございます。

これには、いろいろ裏の理由もあるわけですが、1つにはやはり、後ほど今までの経過をお話ししますが、学校が週5日制になる以前からのことから流れがあるわけで、土曜日を有効に過ごしていない子どももかなりあるんではないかということから、土曜日を授業日として、代休日をとらなくても授業ができることが可能になるということでございます。

ただし条件がありまして、一般的な教科の授業を普通どおり行うという意味ではなくて、 特に土曜日に行うことによって地域や家庭と連携が図れるような内容を主に取り扱ってほし いということであるわけでございます。

こういうような法律の改正がなされまして、裏側は後ほどごらんいただきたいと思いますが、いろんな取り組みが、そこに出ております。

2枚目からは、これまでの5日制になるまでの経過が出ております。話が始まったのが昭和の時代からありまして、まず、昭和61年に臨時教育審議会で、週休2日制に向かう社会の趨勢を考慮して、学校の週5日制への移行を検討。したがって、学校の教育活動云々というよりも、社会の流れが週休2日になるのに合わせてこの動きが出てきたというのが一番のもとであるというふうに押さえることができるかなということでございます。

裏側にはこれまでの、要は、週休というのは、教員の勤務の問題があるわけです。ですから、それの週休2日に至るまでの経過が、そこにずっと出ております。土曜日に授業を行いながら教員が週休2日をとるというのは不可能に近いわけでございますので、したがって、学校を5日制にして教員も休む、そういうような形でここまで来たわけですが、いろんな流れの中で学校の授業数が減って、学力の問題もあるとか、地域とのつながりを考えたときに考え直す時期ではないかというようなことから、今回の改定に至ったわけでございます。

それ以降に、現実に取り組まれている状況を昨年の7月に調査した結果がございます。

法律は改正されて、土曜授業を行おうと思えばできることになったんですが、全国の反応がそこにありますのでごらんいただきたいと思いますが、都道府県の回答では、「必要がある」とはっきり答えたところが8都道府県、「どちらともいえない」というのが83%の39県。ですから、「どちらともいえない」という意見が多いというようなことがそこにありますし、市町村になってみますと、さらにもっと分かれまして、「必要性がある」が10.9%の市区町村、それから「必要がない」というのが30%、528。それから「どちらともいえない」が

58.7%の1,018市区町村です。こういうような結果が出ております。ですから、法律は変わったけれども、必要だと直接答えているところは、現時点ではそれほど多くないというのもあります。

そのための課題というのがその次に載っておりまして、これは千差万別あるわけですが、 大きなものを挙げていきますと、多いものの中では、「教員の勤務体制の調整」、これが1 つ、大きな内容として73%ある。それから「地域の教育活動等との調整」が、やはり73%あ るというようなこと。この辺が大きな理由があるのと、あと、50%を超えているものとして は、「教員の負担」や「部活動との調整」というようなのが50%を超えている状況がござい ます。

それが大まかなまとめで、後ろのほうにも、実際に実施をしたところがどのくらいあるかというのが裏面にございます。24年度では、公立小学校では1,801、中学校では966、8.8%と9.9%というような状況でございます。おおよそ1割弱ぐらいのところが実施をしたということで、どんなふうにされたかというのは、その後あるんですが、次のページに、実際に行った都道府県別の数字が載っております。一番多いのは見たとおりでございまして、東京都が、実は小学校1,800ちょっとの中で1,100を超えているという状況です。したがいまして、東京都以外は、それほど必然性を感じていないのかもしれないというのがあります。

それから中学校のほうも出ておりまして、中学のほうも、980幾つかのうち半分を超す580が東京、その次に多いのが埼玉県。この辺が多いところになっております。埼玉県は、さいたま市がやはり57出ていますので、これを合わせると、埼玉県も結構やっているところがあるかなということが実情としてございます。

最後の資料を見ていただきますと、実は、先ほどお話ししましたように、土曜日授業をやると教員が携わるわけで、その分どこかで休みを振りかえでとらなければいけないんですが、神奈川県の場合は、現在は、前4週、後ろ8週という規定があります。これは一般公務員と同じで、そうしますと、時期によっては、例えば5月の中ごろ、この土曜授業を実施しますと、平日に、どうしても授業をやっている最中に振りかえをとらざるを得ないんですね。そうしますと授業を欠けてしまうということもあるので、なかなか進んでいないというのが、ここのところにかなり関係があるかと思います。

ただし、それを緩めているところがあります。一番緩んでいますのが東京です。先ほど一番多くやっているというところがありましたが、東京は、その表で教職員の勤務のところが、前8週、後ろ16週という、ちょうど前も後ろも倍になっているんです。これが何に影響する

かというと、子どもたちが実際に学校へ来ない夏休みだとか、冬休みだとか、年度初め、年度末の休業、ここに振りかえて休みがとれるというふうになっているわけです。したがいまして、授業にそれほど支障がないので、いろんな形で了解ができればやっている、そういうことがあります。

ですから、神奈川県を見ますと、4週、8週ですので、ほとんど行われていない。このデータの中で見ましたら、神奈川県は、2町で三、四校が行われたということで、1つは雪の影響でやむを得ずやったというところも入っていましたので、実際は1つの町がやったというぐらいのところでございます。

ですから、今後これが、考えが進んでいって、土曜日に授業をやる方向が出てくる場合には、どうしてもここの部分も、今お話しました教員の勤務の割り振りを考える部分が変わらないと、なかなか取り組みが難しいのかな。

例えば、土曜日に授業をやりますと、今ですと振りかえをとりますから、ほかの日の平日 の授業がカットになるわけです。ところが、振りかえの休みを、子ども、とらないでやりますと、そこの部分がそっくり、月曜日に振りかえて今やっているところが月曜日休まないことになりますから、裏では普通の授業ができるということになるわけです。それをよしとすれば、そういう形もできなくはないということで、こういうことが今論議になっていまして、これから少しずつ、やはり授業数が足らないなんて話もありますので、こっちの方向にも行くのかなということがあります。

ただ、毎週やるとなったら、これはとても無理ですので、先ほど見てきましたら、年間で 3回ぐらい、あるいは月1回ぐらい、この辺はまだ可能であろうというようなデータもあり ます。

いずれにしましても、町でもそのうちこの辺が論議になるかなということがございますので、ご承知おきをいただきたいというふうに思います。

説明は以上でございます。

- (井上委員長職務代理者) ただいまの説明で、ご質疑、ご意見等ありますか。 平田委員。
- ○(平田委員) 基本的に、土曜授業をよしとする内容というのは、地域に根差すような内容の授業を行うことが前提ということですか。
- (熊坂教育長) そうですね。
- (平田委員) そういうことですね。

○ (熊坂教育長) ですから、例えば運動会を、今、土曜日にやっていますね。あれも教育課程内の内容ですので、土曜日にやって、今は月曜日、子どもたち振りかえで休んでいるわけですけれども、その振りかえの部分がなくなるという形です。そうしますと、裏では授業時間数が、一般の教科の時間数がふえるということがついて回ってきます。

本町でも校長先生の中には、やはり特に中学は時間数がぎりぎりなので、何とかふやす方式がないだろうかというような話もされた校長さんもあります。ですから、例えば夏休みを少し短くするのはどうだろうとかというような話もあります。土曜授業、神奈川県の場合は、そこの振りかえの幅が広がってくれれば、もうちょっと可能性が出てくるんでしょうけれども、そこの部分が変わらないと、なかなか難しさは残りますね。

それから、もう一つ行事の例でいきますと、中学校が10月に合唱コンクールをやります。 あれも学校行事ですので同じことが言えるわけですが、前8週あると、あらかじめ年間で計画を組んでいますから、8月に先に教員は休みをとってしまう、そういうことが可能になるわけです。ところが10月のあの時期ですと、後ろもだめ、前もだめということで、どうしても平日に振りかえなければいけないということで、なかなか今は難しさがありますので。

- (井上委員長職務代理者) 今の説明で、土曜授業というのは、運動会は土曜授業をしたことになるということになるのでしょうか。
- (熊坂教育長) はい。ここで一番先にお話ししました、1ページの2段目の、下の①です、「土曜授業」と呼んでいる内容。ですから、子どもたちが代休をとらないという前提がくっついているのを「土曜授業」と呼んでいるわけです。
- (井上委員長職務代理者) それは、今までここでやっているのは入るのでしょうか。
- (熊坂教育長) 今までやっているのは入りません。
- (井上委員長職務代理者) 当たらないんですね。そうすると、最後の資料は平成24年度実績で、もうできていますけれども、このやり方でやったところの校数が書いてあるということは、振りかえをとらないでやった学校が、神奈川県では5校あるということで。
- (熊坂教育長) はい。
- (井上委員長職務代理者) これは25年の11月29日に出ているわけで、24年度のときは出て いないわけですよね。
- (熊坂教育長) そうですね。
- (井上委員長職務代理者) すると、それ、出ていない前に、もう既にそういうことをした 学校があるということなのでしょうか。

- (熊坂教育長) ただ、その場合に、例えばですが、これは聞いた範囲なので、想像なんですが、実は、町名を出して恐縮ですが、箱根がやっています。というのは、2月が大雪で、臨時休校をやっています。それがこの辺より長いんです。それで授業数がどうしても足らないというんで、やむを得ず3月に土曜授業をやっています。3月ですから、後ろ8週いくと年度末、年度初めの休業でとれるというので、恐らくその振りかえでやっているんだと思うんです。
- ○(井上委員長職務代理者) なるほど、そういうやり方なんですね。やむを得ず……
- (熊坂教育長) 箱根はそういうことを聞いています。
- (井上委員長職務代理者) だから5校ぐらいしかないということなんですね。
- (熊坂教育長) どうしても、中学のほうは授業数の確保というようなことが出てくると、中学3年生は、卒業式が10日ぐらい早いんですよ。そうしたら授業数を目いっぱい計算してとっていくと、ぎりぎりなんです。ですから、毎日6時間、毎週毎日6時間という授業を組んでいるわけですけれども、これが、ですから少し余裕ができれば、5時間の日もつくれて、いろんな活動が、ほかのもできるだろうとか、そういうことが考えの中にあるみたいです。
- (井上委員長職務代理者) 平田委員、ありますか。
- (平田委員) 今、教育長がおっしゃったとおり、ほかの活動ができるから、この土曜教育 というんですか、土曜日のこの授業というものを用いるのか。
- (熊坂教育長) それは裏の話です。
- (平田委員) そうですか。本心はどこなんでしょうか。
- (熊坂教育長) この中身で読む限りは、地域とか家庭と関わりの中で、土曜日にやったほうが有効だと認められる教育活動をというのが一番の趣旨になっています。これは、東京都がこれに変えたときに、そういう形で出していますので。

ただ、裏の部分では、今言った授業時間数の確保も否定できないというような状況だと思います。

- (平田委員) 話が広がっちゃうかもしれないんですけれども、例えばPTA活動なんかありますよね。以前、十数年前に関わっていたときの話しなのですが、なかなか平日だとおいでにならない保護者。これ、土曜日を使えばおいでになれるというのも前にありました。そういうふうな意味では、こういうところを使うと、かなり良い状況が得られるかなという感じがします。
- (熊坂教育長) そうですね。ですから、平日に授業参観を組まないで、土曜日に授業参観

をする。子どもらは代休なしですから、普通どおり次はあるわけですけれども、午前中は授業をやって、午後は、教員は勤務すればその活動もできるわけですので、特に問題はないと思います。

- (平田委員) ないですね。わかりました。
- (井上委員長職務代理者) そのほか、よろしいですか。なかなか短い時間では難しいような深い内容ですので、本当はもう少し時間が必要かと思いますが、きょうのところはよろしいですか。

それでは、本日の案件につきましては全て終了いたしましたが、そのほか各委員からご意 見、ご感想ありましたらお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) 事務局のほうで何かございますか、その他では。
- ○(事務局) 特にありません。
- (井上委員長職務代理者) ありませんね。

それでは、以上で6月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、6月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成26年7月28日